

令和 7 年 2 月 2 6 日開催

新庄市農業委員会第 2 1 回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（令和 7 年 2 月）議事録

1. 開催日時 令和 7 年 2 月 2 6 日（水）午前 1 0 時 0 0 分

2. 開催場所 新庄市民プラザ 小ホール

3. 出席委員（1 9 名）

1 番	浅沼	玲子	2 番	笹	行也
3 番	松田	浩一	4 番	早坂	浩樹
5 番	指村	貞芳	6 番	森	良一
7 番	下山	秀一	8 番	奥山	久
9 番	中鉢	浩	1 0 番	五十嵐	成生
1 1 番	田宮	成彦	1 2 番	齋藤	謙二
1 3 番	星川	吉和	1 4 番	伊藤	和彦
1 5 番	三原	幸一	1 6 番	星川	秀男
1 7 番	星川	豊	1 8 番	佐藤	喜代志
1 9 番	高山	光弥			

4. 欠席した委員（0 名）

5. 議事日程

日程第 1	議事録署名委員及び会議書記指名
日程第 2	議案第 67 号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 3	議案第 68 号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 4	議案第 69 号 農用地利用集積計画について
日程第 5	議案第 70 号 農用地利用集積計画【一括方式】について
日程第 6	議案第 71 号 農用地利用集積等促進計画（移転）の要請について
日程第 7	報告第 54 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第 8	報告第 55 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第 9	報告第 56 号 農地法第41条（所有者不明農地）について
日程第 10	報告第 57 号 令和6年度農地の利用状況調査結果について

6. 出席した事務局職員

事務局長	大江 周	局長補佐	鏡 彰 広
主 任	八 鍬 貴 征	主 任	結 城 美 緒

7. 総会議長

浅沼 玲子

8. 会議の概要

○議長

それでは、これより令和6年度新庄市農業委員会第21回総会を開催いたします。議事に入る前に事務局より出席の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は19名です。欠席通告者はありません。従いまして、現に在任する委員の出席者が過半数を上回っておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本第21回総会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは会長に議長をお願いいたします。

○議長

それではこれより議事に入ります。はじめに、日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に11番田宮成彦委員と16番星川秀男委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の鏡彰広さんと八楯貴征さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

○議長

次に日程第2、議案第67号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。

ここで、5番指村貞芳委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法等に関する法律第31条の規定により退席します。

暫時休憩します。

（指村貞芳委員 退席）

○議長

休憩を解いて再開いたします。

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第67号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区8件、稲舟地区3件、萩野地区5件、八向地区1件、計17件ございます。

（議案書を基に申請内容を説明。）

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から調査の結果について報告をお願いします。

それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○17番

新庄地区1番につきまして、2月14日に調査確認しました。議案書のとおりであり、対価も双方合意しています。問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区2番について調査報告をお願いします。

○15番

新庄地区2番につきまして、2月14日に調査確認しました。対象農地は貸人の実家にあり、市外から通い耕作をしていましたが大変になってきたため、近隣に農地を持つ借人に相談したところ受けてくれることになりました。対価についても双方合意しており、問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区3番について調査報告をお願いします。

○15番

新庄地区3番につきまして、2月14日に調査確認しました。新庄地区2番と同じであり、問題ないと判断しましたので、宜しくをお願いします。

○議長

続いて、新庄地区4番について調査報告をお願いします。

○16番

新庄地区4番につきまして、2月12日に調査確認しました。単価が少し安いですが畑地化を申請し認定されている所であり、稲作ではなく牧草栽培をするそうです。双方合意しており、問題ないと判断しましたので、宜しくをお願いします。

○議長

続いて、新庄地区5番について調査報告をお願いします。

○16番

新庄地区5番につきまして、2月12日に調査確認しました。議案書のとおりであり、対価についても双方合意しています。問題ないと判断しましたので、宜しくをお願いします。

○議長

続いて、新庄地区6番について調査報告をお願いします。

○16番

新庄地区6番につきまして、2月12日に調査確認しました。議案書のとおりであり、対価についても双方合意しています。問題ないと判断しましたので、宜しくをお願いします。

○議長

続いて、新庄地区7番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区7番につきまして、2月16日に調査確認しました。議案書のとおりであり、対価についても双方合意しています。問題ないと判断しましたので、宜しくをお願いします。

○議長

続いて、新庄地区8番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区8番につきまして、2月16日に調査確認しました。議案書のとおりであり、対価についても双方合意しています。問題ないと判断しましたので、宜しくをお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○14番

稲舟地区1番につきまして、2月17日に調査確認しました。議案書のとおりであり、対価についても双方合意しています。問題ないと判断しましたので、宜しくをお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区2番について調査報告をお願いします。

○7番

稲舟地区2番につきまして、2月18日に調査確認しました。前の耕作者が都合により耕作出来なくなり、近隣の借人に相談したところ受けてくれることになりました。対価についても双方合意しており、問題ないと判断しましたので、宜しくをお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区3番について調査報告をお願いします。

○7番

稲舟地区3番につきまして、2月10日に調査確認しました。貸人が体調不良により耕作してくれる人を探していたところ、近隣の借人が受けてくれることになりました。不便な場所は単価が少し低いですが、双方合意しています。問題ないと判断しましたので、宜しくをお願いします。

○議長

続いて、萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○13番

萩野地区1番につきまして、2月15日に調査確認しました。対象農地は過去に交換をしたところであり、現在は譲受人が耕作しています。名義を直すために今回贈与という形になりました。双方合意であり、問題ないと判断しましたので、宜しくをお願いします。

○議長

続いて、萩野地区2番について調査報告をお願いします。

○13番

萩野地区2番につきまして、2月15日に調査確認しました。以前交換した農地であり、登記を直すための所有権移転です。双方合意であり、問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区3番について調査報告をお願いします。

○13番

萩野地区3番につきまして、2月15日に調査確認しました。萩野2番と同様です。双方合意であり、問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区4番について調査報告をお願いします。

○13番

萩野地区4番につきまして、2月15日に調査確認しました。萩野2番と同様です。双方合意であり、問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区番5について調査報告をお願いします。

○13番

萩野地区5番につきまして、2月15日に調査確認しました。萩野2番と同様です。双方合意であり、問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、八向地区1番について調査報告をお願いします。

○11番

八向地区1番につきまして、2月15日に調査確認しました。貸人が高齢のため、耕作してくれる人を探していたところ、近隣の借人が受けてくれることになりました。対価についても双方合意であり、問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

＜「質疑なし」という者あり＞

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第67号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」という者あり＞

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第67号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

ここで、退席委員の入場を認めます。

暫時休憩します。

（指村貞芳委員 入場・着席）

○議長

休憩を解いて再開いたします。

○議長

次に日程第3、議案第68号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第68号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区1件ございます。

（議案書を基に内容を説明。）

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○16番

新庄地区1番につきまして、2月12日に調査確認しました。以前から相談を受けていた案件です。貸人と借人は義父と娘の夫の関係です。宅地に隣接する農地に住宅を建てる

ということで今回の申請に至りました。問題ないと判断しましたのでよろしくお願いします。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

＜「質疑なし」という者あり＞

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第68号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」という者あり＞

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第68号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第4、議案第69号農用地利用集積計画についてを上程します。

ここで、4番早坂浩樹委員、10番五十嵐成生委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法等に関する法律第31条の規定により退席します。

暫時休憩します。

（早坂浩樹、五十嵐成生委員 退席）

○議長

休憩を解いて再開いたします。

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第69号農用地利用集積計画について、所有権移転につきまして16件、賃借権の設定につきまして4件ございます。

（議案書を基に内容を説明。）

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

それではこれより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった所有権移転16件、及び賃借権の新規設定3件、賃借権の再設定1件につきまして質疑ございませんか。

＜「質疑なし」という者あり＞

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第69号農用地利用集積計画については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」という者あり＞

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第69号農用地利用集積計画については、原案のとおり可決、決定されました。

ここで、退席委員の入場を認めます。

暫時休憩します。

（早坂浩樹、五十嵐成生委員 入場・着席）

○議長

休憩を解いて再開いたします。

○議長

次に日程第5、議案第70号農用地利用集積計画【一括方式】についてを上程します。

ここで、4番早坂浩樹委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法等に関する法律第31条の規定により退席します。

暫時休憩します。

（早坂浩樹委員 退席）

○議長

休憩を解いて再開いたします。

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第70号農用地利用集積計画【一括方式】について、賃借権の設定につきまして、萩野地区1件ございます。

（議案書を基に内容を説明。）

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

それではこれより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった賃借権設定1件につきまして質疑ございませんか。

＜「質疑なし」という者あり＞

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第70号農用地利用集積計画【一括方式】については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」という者あり＞

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第70号農用地利用集積計画【一括方式】については、原案のとおり可決、決定されました。

ここで、退席委員の入場を認めます。

暫時休憩します。

（早坂浩樹委員 入場・着席）

○議長

休憩を解いて再開いたします。

○議長

次に日程第6、議案第71号農用地利用集積等促進計画（移転）の要請についてを上程します。

ここで、5番指村貞芳委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法等に関する法律第31条の規定により退席します。

暫時休憩します。

（指村貞芳委員 退席）

○議長

休憩を解いて再開いたします。

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第 7 1 号農用地利用集積等促進計画（移転）の要請について、新庄地区 1 件、萩野地区 3 件、計 4 件ございます。

（議案書を基に申請内容を説明。）

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

それではこれより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった賃借権移転 4 件につきまして質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第 7 1 号農用地利用集積等促進計画（移転）の要請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第 7 1 号農用地利用集積等促進計画（移転）の要請については、原案のとおり可決、決定されました。

ここで、退席委員の入場を認めます。

暫時休憩します。

（ 指村貞芳委員 入場・着席 ）

○議長

休憩を解いて再開いたします。

○議長

それでは報告案件に入ります。

日程第 7、報告第 5 4 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてを上程します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

報告の説明をさせていただきます。

報告第 5 4 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について新庄地区 4 件、萩野地

区2件、八向地区2件、計8件ございます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの報告第54号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第54号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり承認されました。

○議長

次に日程第8、報告第55号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第55号農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄地区1件、稲舟地区1件、萩野地区4件、八向地区3件、計9件でございます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの報告第55号農地法第18条第6項の規定による通知について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第55号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案のとおり承認されました。

○議長

次に日程第9、報告第56号農地法第41条(所有者不明農地)についてを上程します。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第５６号農地法第４１条（所有者不明農地）について、八向地区１件ございます。
（議案書を基に申請内容を説明。）
よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの報告第５６号農地法第４１条（所有者不明農地）について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第５６号農地法第４１条（所有者不明農地）については、原案のとおり承認されました。

○議長

次に日程第１０、報告第５７号令和６年度農地の利用状況調査結果についてを上程します。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第５７号令和６年度農地の利用状況調査結果についてご報告いたします。
（議案書を基に申請内容を説明。）
よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの報告第５７号令和６年度農地の利用状況調査結果について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第５７号令和６年度農地の利用状況調査結果については、原案のとおり承認されました。
以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。
その他の件について何かございませんか。

<「なし」という者あり>

○議長

ないようですので、これで新庄市農業委員会第21回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和7年2月26日

新庄市農業委員会

議 長 浅沼 玲子

議事録署名委員 田宮 成彦

議事録署名委員 星川 秀男